



Title	相続税と贈与税：その数理的モデル分析
Author(s)	田中, 藍子
Citation	地域経済経営ネットワーク研究センター年報, 5, 104-106
Issue Date	2016-03-31
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/61430
Type	bulletin (article)
File Information	310Tanaka.pdf



[Instructions for use](#)

＜第7回研究会＞

相続税と贈与税

—その数理的モデル分析—

田中 藍子

1. はじめに

2015年1月1日から相続税および贈与税の税制改正がなされた。今回の改正では、相続税についてはおよそ増税傾向、贈与税についてはおよそ減税傾向となっている。相続および贈与は世代間所得移転の側面を持つが、各家計がどちらを採用するか、またはどのように組み合わせるかについては税制の影響を受けるであろうと考えられる。本研究は、実際にどれだけの世代間所得移転が行われているか、相続税および贈与税のデータから推計しようとするものである。

2. 推計の難しさ

国税庁が公表する相続税および贈与税のデータは、税控除後においても課税対象となるような比較的大きな所得移転を捉えたものである。一方、税控除後においては課税対象とならないような比較的小さな相続や贈与についてはデータとして不明であり、相続や贈与の全体像を把握するためには推計を行う必要がある。実際に相続税データをみると、2013年においては年間死亡者数126万8,436人のうち課税件数は5万4,421件であり、課税対象となったのは全体の4.3%に過ぎない(表1)。贈与税データをみると、2013年において40万1716件が課税対象となっているが、非課税の贈与については不明である(表2)。

さらに、相続税については二重計算問題が存在する。この問題は、親世代から子世代までの相続を考えたときに2回の相続が発生しうることから生じる。両親の死亡は同時ではないことが多く、



まず父親か母親が亡くなったときに1回目の相続が発生し(1次相続)、のこされた親も亡くなったときに2回目の相続が発生しうる(2次相続)。もし資産が十分に大きければ、親世代から子世代へ相続が完了するまでに子に対して相続税が2回課されることとなる。この1回目の相続では配偶者と子の相続が同時発生しているため、このうち世代間移転である子の相続を識別する必要がある。

3. 先行研究

Cox and Rank (1992) は、1987年から1988年にかけて調査されたNational Survey of Families and Household データを用いて、生前贈与は年平均1,292ドルであったことを報告している。相続を通じた世代間所得移転について、Kotlikoff and Summers (1981) はアメリカの家計資産のおよそ81%が世代間所得移転によるものと推計した。Barthold and Ito (1992) は日本では家計の保有する土地資産の約40%、金融資産の約28%が相続によるものと推計した。麻生(1998) は日本では1994年時点で1世帯あたり

表1 相続税の課税状況の推移

区分 年分	死亡者数・課税件数等			課税価格			相続税額		
	死亡者数 (a)	課税件数 (b)	(b)/(a) %	被相続人 1人当たり 法定相続人 数	合計額 (c)	被相続人 1人当たり 金額	納付税額 (d)	被相続人 1人当たり 金額	(d)/(c) %
	人	件	%	人	億円	万円	億円	万円	%
16	1,028,602	43,488	4.2	3.35	98,618	22,677.0	10,651	2,449.1	10.8
17	1,083,796	45,152	4.2	3.33	101,953	22,579.9	11,567	2,561.8	11.3
18	1,084,450	45,177	4.2	3.26	104,056	23,032.9	12,234	2,708.1	11.8
19	1,108,334	46,820	4.2	3.20	106,557	22,758.9	12,666	2,705.3	11.9
20	1,142,407	48,016	4.2	3.17	107,482	22,384.7	12,517	2,606.8	11.6
21	1,141,865	46,439	4.1	3.13	101,230	21,798.6	11,632	2,504.7	11.5
22	1,197,012	49,891	4.2	3.08	104,630	20,971.7	11,753	2,355.7	11.2
23	1,253,066	51,559	4.1	3.03	107,468	20,843.7	12,516	2,427.5	11.6
24	1,256,359	52,572	4.2	3.00	107,718	20,469.6	12,446	2,367.4	11.6
25	1,268,436	54,421	4.3	2.97	116,381	21,385.3	15,366	2,823.5	13.2

出典：財務省 Web サイトより一部抜粋

表2 贈与税の課税状況の推移

区分 年分	件数 (A)	取得財産価額		贈与税額		
		合計額 (B)	1件当たり 金額	納付税額 (C)	1件当たり 金額	(C)/(B) %
	件	億円	万円	億円	万円	%
16	403,814	23,101	572.1	966	23.9	4.2
内 層	322,282	11,070	343.5	722	22.4	6.5
精 算	83,690	12,030	1,437.5	244	29.2	2.0
17	405,332	23,760	586.2	1,159	28.6	4.9
内 層	325,925	11,547	354.3	834	25.6	7.2
精 算	81,641	12,213	1,495.9	324	39.7	2.7
18	369,763	20,288	548.7	1,183	32.0	5.8
内 層	287,992	9,424	327.2	897	31.1	9.5
精 算	83,290	10,864	1,304.4	286	34.4	2.6
19	358,832	20,538	572.4	1,074	29.9	5.2
内 層	270,857	8,660	319.7	799	29.5	9.2
精 算	89,571	11,878	1,326.1	274	30.6	2.3
20	325,060	17,581	540.8	1,039	32.0	5.9
内 層	252,403	8,237	326.3	850	33.7	10.3
精 算	74,138	9,344	1,260.4	189	25.5	2.0
21	310,944	16,299	524.2	1,018	32.7	6.2
内 層	246,254	7,953	322.9	796	32.3	10.0
精 算	66,505	8,347	1,255.1	222	33.4	2.7
22	310,324	15,291	492.8	1,292	41.6	8.4
内 層	261,143	9,004	344.8	1,093	41.8	12.1
精 算	50,663	6,288	1,241.1	199	39.3	3.2
23	340,243	16,248	477.6	1,362	40.0	8.4
内 層	292,559	10,200	348.7	1,169	40.0	11.5
精 算	49,204	6,048	1,229.2	193	39.3	3.2
24	355,924	15,798	443.9	1,288	36.2	8.2
内 層	311,163	10,308	331.3	1,175	37.7	11.4
精 算	46,207	5,489	1,187.9	164	35.4	3.0
25	401,716	18,592	462.8	1,690	42.1	9.1
内 層	351,010	12,247	348.9	1,538	43.8	12.6
精 算	52,492	6,345	1,208.8	207	39.4	3.3

出典：財務省 Web サイトより一部抜粋

平均およそ1億円の遺産がある（少なくとも7-8割が土地資産）と推計した。本研究は麻生（1998）にしたがい資産分布関数を推計して相続による世代間所得移転の推計を行い、さらに贈与による世代間所得移転の推計を行って相続と贈与との関係进行分析しようとするものであるが、現時点では推計が完了していない。

4. 推計方法

相続税については次の3つの仮定をおく。(1) 夫婦のうち夫が先に亡くなり、資産 x が遺される。(2) 妻と子は法定相続分にしたがって相続する（もっとも税負担額が少ない方法である）。(3) 妻は相続した分のうち一定割合 c を消費し、残りを子に z として遺す。このとき、

$$z = 0.5(1-c)x \equiv \theta x \quad (1)$$

と表すことができる。ただし、 $\theta \in [0, 0.5]$ は妻を経由して子に移転される資産の比率を表す。1次相続時の資産分布の密度関数を $f(x)$ 、2次相続時の資産分布の密度関数を $h(z)$ とすると、以下の関係を満たす。

$$h(z) = f(x)dx/dz = \theta^{-1}f(\theta^{-1}z) \quad (2)$$

相続税の課税対象とならないような一般の資産分布は対数正規分布がよくあてはまることが知られている。資産の対数値の平均を μ 、資産の対数値の分散を σ^2 とすると、 $\ln x$ は平均 μ 、分散 σ^2 の正規分布にしたがう。このとき、1次相続時の資産分布の密度関数は

$$f(x) = (\sqrt{2\pi}\sigma)^{-1} \cdot \exp[-0.5\sigma^{-2}(\ln x - \mu)^2] \quad (3)$$

で与えられ、さらに式(2)、(3)より、

$$h(x) = (\sqrt{2\pi}\sigma)^{-1} \cdot \exp[-0.5\sigma^{-2}(\ln x - (\mu + \ln \theta))^2] \quad (4)$$

が導かれる。

相続税の課税対象となるような富裕層の資産分布はパレート分布を適用する。パレート分布にしたがう1次相続時の下限を x_0 、2次相続時の下限を θx_0 とすると、資産分布の密度関数はそれぞれ

$$f(x) = (a/x_0)(x_0/x)^{a+1} \quad (5)$$

$$h(x) = (a/\theta x_0)(\theta x_0/x)^{a+1} \quad (6)$$

で表される。 a はパラメーター。ただし、 $a > 0$ 。）

全体の資産分布は上記の対数正規分布とパレ-

ト分布の加重平均である。密度関数の性質を満たすための条件、 $x = x_0$ における連続性の条件などを用いて全体の資産分布の密度関数を導出でき、さらに1世帯あたりの世代間移転期待値を計算することができる（詳細は麻生（1998）を参照）。

5. 今後の課題

今後も実証分析をすすめていき、一定の研究成果を示したいと考えている。特に、2015年1月1日からの贈与税・相続税の税制改正によるショックが資産保有や世代間移転行動に与える影響を分析したいと考えている。

贈与については、2019年3月までは直系尊属からの教育投資に対し1,500万円まで非課税となっている。世代間所得移転について、贈与の場合はその後の労働賃金率を高めるような人的資本蓄積に影響し、遺産の場合には資本蓄積に影響するときの一般均衡モデルの分析も今後の課題としたい。

参考文献

- Barthold, T. A. and Ito, T. (1992) "Bequest taxes and accumulation of household wealth: U.S.-Japan comparison," *The Political Economy of Tax Reform*, Ito, T. and Krueger, A. (eds), The University of Chicago Press, 1992.
- Cox, D. and Rank, M. R. (1992) "Inter-vivos transfers and intergenerational exchange," *The Review of Economics and Statistics*, 74(2), 305-314.
- Kotlikoff, L. J. and Summers, L. H. (1981) "The role of intergenerational transfers in aggregate capital accumulation," *Journal of Political Economy*, 89(4), 706-732.
- 麻生 良文 (1998) 「相続を通じた世代間移転」 *経済研究* (一橋大学), 49(4), 289-296.
- 財務省 Web サイト https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/property/137.htm, https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/property/154.htm